

いじめ防止等の基本的な方針



新庄小キャラクター
あさひ ごさん
朝日子SUN

令和7年4月

柳井市立新庄小学校

目 次

1 いじめ防止等に係る基本的な考え方 P. 2～

2 本校のいじめ防止基本方針 P. 4～

- (1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織
- (2) いじめ防止に向けた組織づくり
- (3) いじめの未然防止に向けた調査研究等の実施
- (4) 組織力を生かした早期発見
- (5) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

3 重大事態への対処 P. 13～

- (1) 重大事態の意味について
- (2) 重大事態の報告
- (3) 調査の趣旨及び調査主体について
- (4) 調査を行うための組織について
- (5) 事実関係を明確にするための調査の実施
- (6) その他の留意事項

<付記>

- 平成26年4月1日 作成
- 平成26年8月 加筆修正
- 平成27年10月 加筆修正
- 平成29年4月 加筆修正
- 平成31年4月 加筆修正
- 令和元年5月 加筆修正
- 令和2年3月 加筆修正
- 令和3年5月 加筆修正
- 令和6年4月 加筆修正

1 いじめ防止等に係る基本的な考え方

－ 1 －

(1) いじめ防止対策の意義

いじめから一人でも多くの児童を救うためには、児童を取り囲む大人一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの児童にも、どの学校でも、起こりうる」との意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめ防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。加えて、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域や家庭、柳井市教育委員会（以下「市教委」という）等その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することをめざして行われなければならない。

(2) いじめの定義

『いじめ防止対策推進法』において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係¹⁾にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響²⁾を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。その際いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの[いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議（平成25年6月19日 衆議院文部科学委員会）]」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、必要に応じ家庭と連携し、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。ただし、このことは、いじめられた児童の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知については、特定の教職員のみによることなく、組織的な対応により、総合的に判断する必要がある。

- 1) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- 2) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じている被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

近年、インターネット上でのいじめが増加している。例えば、インターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

(3) いじめの態様

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なこと（いじり）を言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 遊ぶふりをして軽くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(4) いじめの理解

いじめは、どの児童にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様に、生命または身体に重大な危険を生じさせる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被

害経験を全く持たなかった児童は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童も1割程度であり、多くの児童が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

2 本校のいじめ防止基本方針

(1) 本校におけるいじめ防止等の対策のための組織

本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置く。これは、いじめについて、特定の教職員間で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能になること、また、必要に応じて、市教委の担当主事、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、医師、弁護士、民生委員、警察関係者など外部専門家等が参加しながら対応することなどにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待されるからである。

学校いじめ対策組織は、学校が組織的かつ実効的ないじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

【未然防止】

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに関する情報を定期的に共有するための会議等を設け、いじめを未然に防ぐための取組を具現化する役割
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時に緊急会議を開催するなどして、情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- 学校いじめ防止基本方針に基づき、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等に係わる校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うためには、学校いじめ対策組織は、児童及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組（例えば、全校集会の際にいじめ対策組織の教職員が児童の前で取組を説明する等）を実施する必要がある。また、いじめの早期発見のためには、学校いじめ対策組織は、いじめを受けた児童を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童から認識されるようにしていく必要がある。

さらに、児童に対する定期的なアンケートを実施する際に、児童が学校いじめ対策組織の存在、その活動内容等について具体的に把握・認識しているか否かを調査し、取組の改善につなげることも有効である。

学校いじめ対策組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが大切であり、この組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せず、直ちに全て当該組織に報告・相談する。これは、法第23条第1項において「学校の教職員、地方公共団体の職員そのほかの児童等からの相談に応じるもの及び保護者は、児童等からいじめに関わる相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としているものによる。すなわち、学校の特定の教職員がいじめに係わる情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。加えて、この組織に集められた情報は、個別の児童ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

また、いじめの未然防止・早期発見に取り組むとともに、教職員の経験年数やクラス担任制の垣根を越えた、教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させ、学校いじめ対策組織にこれらの機能や目的を十分に果たせるような人員配置とする必要がある。この実現のため、学校のいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなどの取組により、未然防止・早期発見・事案対処を実行する能力を高め、組織の構成を適宜工夫改善できるよう、柔軟な組織とすることが重要である。

この学校いじめ対策組織を実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員（P7参照）全体の会議と日常的な関係者の会議に分けて体制を構築する。

なお、重大事態の調査等、緊急を要する調査等について、本校がその調査を行う場合は、学校いじめ対策組織を母体としつつ、事案の性質に応じて適切な専門家等による外部機関を加えるなどの方法によって柔軟に対応する。

(2) いじめ防止に向けた組織づくり

いじめの未然防止対策や、問題が起こった後の迅速かつ的確な対応を行っていくためには、その中枢となる機関を設置し、この組織に、次の2つの役割をもたせることで、いじめに係る諸問題に向けてより総合的に対処できるようにする。

第一に、いじめを未然に防止するための効果的な教育環境等を積極的に提供するために、いじめに係る情報等の収集と児童や保護者に向けた情報提供のための精査を行うことである。これにより、本校教育におけるいじめの未然防止に係る啓発等を積極的に行うことができるようにする。

第二に、いじめに係る問題が発生した場合において、特に重大事態に発展する可能性を含む事案であったり、あるいはすでに重大事態に発展している事案であったりする場合において、本校単体では問題解決が難しいと判断される場合、本機関が即座に柳井市教委と連携をとり、対処できるようにする。

◆ 本校が設置する「新庄小いじめ対策委員会」

本校においては、いじめ防止に向けた組織的な取組を行っていくために、また、いじめやいじめによる重大事態が起こった場合の対処の機関として、次頁のように「新庄小いじめ対策委員会」を設置する。

◆ 学校相互間の連携協力体制の充実と強化

いじめを受けた児童・保護者と加害児童・保護者に対する小・中学校9年間の継続支援、指導助言が行えるように、進学先中学校（主に柳井西中学校）との連携による支援体制の強化を図る。同一中学校区内の小学校（主に余田小学校）との連携も合わせて行うようにする。

「新庄いじめ対策委員会」

- 構成員
 - ・ 学校運営協議会委嘱者（12名）
 - ・ 学校長
 - ・ 教頭
 - ・ 教務主任
 - ・ 生徒指導主任
 - ・ 学年主任
 - ・ 教育相談担当
 - ・ 学校教育課生徒指導担当指導主事
 - ・ 柳井市担当スクールカウンセラー
 - ・ （必要に応じて）岩国児童相談所担当職員
 - ・ （必要に応じて）柳井市家庭相談員
 - ・ （必要に応じて）柳井警察署職員
 - ・ その他、状況に応じた専門的な知識を有する者
- 会の開催
 - ・ 定例会
（年1回開催 山口県『いじめ防止・根絶強調月間』に合わせ、10月に開催）
 - ・ 臨時会
（重大事態の発生、または構成員から開催要望があった場合、学校長の判断で開催を決定する。）
- 会の成立及び議案について
 - ・ 委員会における議案は、生徒指導主任により取りまとめ提案する。
 - ・ 委員会は、構成員の2/3の参加又は委任状をもって、成立とする。また、議案の成立も同様とする。
- 会における決議について
 - ・ 本委員会において決議された議案は、直ちに柳井市教育委員会及び関係の教員に通知し、本委員会の指導のもと、各担当者が速やかな対応をとることができるようにする。
- 会の指導について
 - ・ 本委員会において決議された議案に係る内容で、指導等が必要な場合は、本委員会の構成員が直接指導に当たるものとする。
 - ・ 本委員会は、決議された議案に係る対応等が、関係者において迅速かつ的確に行われているかどうか、経過観察と指導を行うとともに、経過評価を行うものとする。

(3) いじめの未然防止に向けた調査研究等の実施

本校は、いじめの未然防止及び早期発見のため、定期的または臨時的にいじめに関する調査を実施し、実態把握に基づく適切かつ迅速な対応はもとより、いじめ加害の背景などいじめの起こる要因、いじめがもたらす被害、いじめのない学級づくり等について、市教委等と連携して、調査研究を実施し、その成果を得るよう努めるようにする。

また、いじめの問題に関係する通知等を、保護者等に対し周知徹底するため、いじめの問題や取組についての理解を促すため、広報啓発の充実に努めるようにする。

また、道徳の授業や学級活動、児童会等の教育活動において、児童が自らいじめの問題について考え、議論する活動や、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、子ども同士で悩みを聞き合う活動等、子ども自身の自主的、自治的な活動を推進する。

(4) 組織力を生かした早期発見

いじめの早期発見のためには、教育相談体制の充実が必要不可欠である。定期的なアンケートや個人面談などの実施とともに、それらの結果の検証及び組織的な対処を迅速に行うなど、校内の教育相談体制の整備・充実に努める。併せて、心理や福祉の専門家等を活用し、いじめの早期発見・早期対応・早期解決に努めるようにする。

また、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域の関係団体との連携促進や、学校運営協議会や地域協育ネット、児童クラブなど、学校、家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(5) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童が主体的にいじめの問題について考え、議論する等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

また、未然防止の基本として、児童同士が心のつながりを感じることができるコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくり（学力の定着）や、自分はみんなから認められているという実感（自己有用感）をもつことのできる集団づくりに取り組む。

児童に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童の協力が必要となる場合がある。このため、学校は児童に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動を取る重要性を理解させるよう努める。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

① いじめ防止のための積極的な取組

柳井市においては、いじめ等他者を著しく傷つける行為を絶対にしない、許さないという心情を子どもの中に確実に育てていくために、「人間力」「社会力」を基盤とした子どもの豊かな人格形成をめざしている。

ここで言う「人間力」とは、人間（社会人）として社会の中で自立して力強く生きていく力のことであり、「社会力」とは、人が人とつながり社会をつくる力のことである。

この「人間力」「社会力」は、いじめを未然に防止する上で必要不可欠な心情の基盤となるものであり、本校においても、子どもの人格形成における重要事項として、「人間力」「社会力」の育成に、学校全体を挙げて積極的に取り組んでいく。

<具体的取り組み>

- ・ 早期発見のための週1回の生活アンケートの実施及び内容（一覧）を職員間で回覧
- ・ 定期の教育相談（学期に1回ずつ。）と日常の教育相談（必要に応じて）
- ・ 情報交換会
- ・ 人間関係づくりのための異学年集団による活動
（清掃活動、児童集会、なかよし班遊び、クラブ・委員会活動など）
- ・ 礼儀正しく人と接する力を育成するあいさつ運動の推進（委員会児童主導で行う。）
- ・ 情報モラル教育の充実（ネット・ケータイ問題への取組、保護者への啓発）

<児童教育相談年間の流れ>

| | |
|-----|--|
| 4月 | 前担任との情報交換、児童理解 |
| 5月 | 児童の実態把握、情報交換会 定期教育相談（ふれあいプリント）の実施 |
| 6月 | 情報交換会 Fitの実施（1回目） |
| 7月 | 地区懇談会 夏季休業中の生徒指導（情報モラル等） |
| 8月 | 登校日に児童の生活状況を確認 |
| 9月 | 夏季休業中の生活環境の変化や、人間関係の変化について確認 情報交換会 「夏休み明けアンケート」 |
| 11月 | 定期教育相談（ふれあいプリント）の実施 Fitの実施（2回目） 情報交換会 |
| 12月 | 冬季休業中の生徒指導（情報モラル等） |
| 1月 | 冬季休業中の生活環境の変化や、人間関係の変化について確認 「冬休み明けアンケート」 |
| 2月 | 情報交換会 定期教育相談（ふれあいプリント）の実施 |
| 3月 | 次の学年へ向けて申し送るべき内容の整理 |

<情報交換について>

- ・ 共通理解が必要だと思われる児童の行動や最近の傾向について、全体に報告する。（職員終礼、職員会議、研修の時、随時）
- ・ 配慮が必要な児童への対応について職員全体に共通理解を図る場合には、予め生徒指導委員会等で事前協議を行う。
- ・ 児童についての意見交換を行う場合は、個人情報が出ないように注意する。（児童の職員室への出入、外部関係者や業者、PTA関係者の出入り等）

<アンケートの実施について>

「生活アンケート」は毎週水曜日に実施する。

- ・内容はいじめ等問題行動の早期発見に関するものとする。
「困っていないか」「回りで困っていないか」「相談したいこと」の3項目
(いる、いないの選択)
- ・朝の時間に5分以内で実施する。一斉配布、一斉回収(裏側にして提出)
(できてから提出すると、いろいろ記入している児童が注目されてしまい記入しづらくなる恐れがあるため。)
*下の空欄に困っていること等をメモしてほしいことを伝える。
*記入の内容を確認し、その日のうちに対応する。時間を要するものについては対応することを約束する。

「ふれあいアンケート」は学期に1回実施する。

- ・1、2学期は状況確認とし、3学期は来年度に向けてのものとする。
「夏休み明けのアンケート」、「冬休み明けのアンケート」は長期休業明けに行う。

<相談についての留意事項>

- ・場所については、隣接教室や特別教室等を利用し、児童が話しやすい環境を整える。
- ・真正面に向かい合わない。「受容」の姿勢で臨む。

<アンケート結果の集計と保管について>

- ・「生活アンケート」は左端を綴じ、まとめて、木曜日の退庁までに提出する。
(教育相談担当が箱を準備)
- ・名学年ごとに表に結果(指導事項等)を記入して、教育相談担当に提出する。
(まとめて冊子に綴じて回覧する)
- ・指導内容については、各クラスの申し送りカード(Bカード)に記載する。(担任)

<問題行動への対応について(発覚時)>

- ・児童や保護者からの申し出を受けた場合、当事者双方の話、目撃者からの情報を集めるなどして、状況を整理して判断し、指導に当たる。また、発覚時には速やかに学年主任、校長や教頭、生徒指導主任に報告し、必要に応じ生徒指導委員会で協議するなど、慎重に対応していく。
- ・外部から連絡が入った場合、聞く姿勢を基本とし、時系列で記録(5W1H)をとる。学校としての対応が必要となった場合は、速やかに校長や教頭、生徒指導主任と協議し、慎重に対応していく。

<スクールカウンセラーとの連携>

- ・スクールカウンセラーとの相談希望や相談の必要性があれば、柳井西中学校・保護者と連絡調整して、日時、場所を決める。

ア)「人間力」を育む道德教育の充実

社会の中で自立して力強く生きていくためには、ある難解な課題に直面したとき、自分なりの解決方法を見出しつつ、課題解決に必要なものを取捨選択して生かしながら、自分の力で解決していかなければならない。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、「人間力」の育成を重点に置いた道德教育を推進する。

道德教育を通じて「人間力」を育てていくためのポイントとして、以下のことが考えられる。

- ◇ 目標をもち、その達成のために着実にやり抜く強い意志をもつことができるようにする。
- ◇ 目標を達成したときの満足感・達成感を得られるようにする。
- ◇ 自ら考え、判断し、実行し、自己の行為の結果に責任をもつことができるようにする。
- ◇ 生きることについての意味を見だし、よりよく生きたいという願いをもつことができるようにする。
- ◇ 自己を肯定的にとらえ自分の個性を伸張し、自己実現に努めることができるようにする

イ)「社会力」を育む集団づくりの場の充実

子ども同士がつながり、よりよい社会を形成していくためには、子どもが互いに相手の立場や思い等を積極的に理解した上で、自ら他者に対してどのように関わればよいか意思決定できなければならない。また、その関わり方自体が正しいものなのかどうか振り返り、自ら強化・修正できる力も必要である。そこで本校においては、児童が他者との関わり方を意思決定したり、強化・修正したりできる場を積極的に設けるようにする。

このような集団づくりの場を設けるためのポイントとして、以下のことが考えられる。

- ◇ 調査等（教育相談アンケート等）による集団における子どもの意識や立場等の把握
- ◇ 児童の意識や立場等を踏まえた上での効果的な集団づくりの場の設定
(なかよし班による異学年集団活動、特別活動等の充実)
- ◇ 児童が自分の他者への関わり方を振り返ることのできる場の設定（道德教育の充実）
- ◇ 児童が自分の強化・修正した関わり方を生かすことのできる場の設定

② 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から適切に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、週一回のアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。アンケート調査や個人面談において、児童が自らSOSを発信すること及びいじめの

情報を教職員に報告することは、当該児童にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、児童からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。適宜、情報交換会を全職員間で実施し、問題点を全職員で共有する。

③ いじめに対する措置

加害児童に対しては、問題行動の原因、背景を保護者とともに考え、児童のより良い成長の協力を依頼するとともに、長期継続的指導を行う。また、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」常態とは少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

・いじめに係わる行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視するとともに、③いじめに対する措置を継続する。

・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係わる行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

3 重大事態への対処

いじめ防止対策推進法 第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(1) 重大事態の意味について

いじめ防止対策推進法第28条（以下第28条）に基づき、本校では、「いじめにより」とは、各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあるととらえる。また、第1号の「生命、心身または財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教委の判断を参考にしながら、迅速に調査に着手する。（別紙「心をつなぐ1・2・3運動」）

また、児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で、重大事態が発生したもとして報告・調査等に当たる。児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、市教委を通じて市長及び県教育長へ、事態発生について報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体について

第28条でいう調査について、本校においても、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うようにする。

重大事態が発生した場合には、直ちに市教委に報告し、調査組織等、市教委の判断を仰ぐ。

調査の主体は、学校が主体となって行う場合と、市教委が主体となって行う場合が考えられるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童または保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと考えられる場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教委に調査を依頼する。

学校が調査主体となる場合であっても、第28条第3項に基づき、市教委に対し、必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を依頼する。

(4) 調査を行うための組織について

本校において、事案が重大事態であると判断したときは、速やかに、重大事態に係る調査を行うための組織を設ける。

この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない者（第三者）について、市教委からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するようにする。

学校における調査において、市教委が調査主体となる場合、市教委に設置する「柳井市いじめ問題対策協議会」を、調査を行うための組織とする。

また、学校が調査主体となる場合、本校の「新庄小いじめ対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法を講じながら調査を行うようにする。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

第28条の調査を実りあるものにするためには、学校が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしつかりと向き合おうとする姿勢が重要であり、学校は、いじめ問題対策協議会等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組むこととする。

① いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり、個別の事案が広く明らかになり、被害児童の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、市教委の指導を積極的に仰ぎ、関係機関ともより適切に連携して対応に当たるようにする。

② いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡など、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(自殺の背景調査における留意事項)

児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることをめざし、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うようにする。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針（改訂版）」（平成26年7月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくようにする。
- 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、市教委の推薦により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うようにする。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めるようにする。
- 学校が調査を行う場合においては、情報の提供について必要な指導及び支援を必ず市教委に依頼し行うようにする。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童の尊厳の保持や、児童生徒の自殺は連鎖（後追い）の可能性のあることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意をする。

（６） その他の留意事項

① 重大事態の把握と対処

重大事態が発生した場合、学校が調査を行うが、その調査で重大事態の全貌の事実関係が明確にされるとは限らない。事実関係の一部しか解明されていない場合もあり得る。場合によっては、第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。

また、事案の重大性を踏まえ、市教委の積極的な支援を求めることとする。例えば、義務教育段階の児童に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童またはその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討す

ることも必要である。

また重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校は市教委の協力を得て、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

② いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

(学校の設置者またはその設置する学校による対処)

学校は市教委の助言を受けて、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい。

これらの情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケート調査の項目等については、いじめられた児童またはその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

また、学校が調査を行う場合、市教委から、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受けるようにする。

③ 調査結果の報告

調査結果については、学校は市教委を経て県教育長に報告する。

また、上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、市教委を経て、調査結果の報告に添えて県教育長等に送付する。